



2026年6月19日

各位

テイ・エス・テック株式会社
代表取締役社長 鳥羽英二
(コード番号：7313 東証プライム市場)
問い合わせ先：
総務部長 倉田真秀
電話番号 048(462)1121

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026年6月19日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 48,760株
(3) 処分価額	1株につき1,729.0円
(4) 処分総額	84,306,040円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く） 5名 21,280株 当社の取締役を兼務しない執行役員 8名 22,080株 当社の国内子会社の常勤取締役 3名 1,900株 当社の国内子会社の取締役を兼務しない執行役員 7名 3,500株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020年12月24日及び2021年5月21日開催の取締役会において、当社の社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）並びに取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役と総称して「対象取締役等」といいます。）に対する当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2021年6月25日開催の第75回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額150百万円以内の金銭債権を支給し、年50,000株以内の当社普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約により当社普通株式の割り当てを受けた日より、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当社は2025年から本制度の対象者を拡大し、当社の国内子会社の常勤取締役及び取締役を兼務しない執行役員（以下総称して「子会社取締役等」といい、「対象取締役等」と「子会社取締役等」を総称して「付与対象者」といいます。）に対しても同様の制度を導入しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

付与対象者は、本制度に基づき当社又は当社の国内子会社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける付与対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①付与対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれます。

今回は、当社の業況、各付与対象者の職責の範囲等を勘案し、各付与対象者のさらなるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計 84,306,040 円（以下「本金銭債権」といいます。）、普通株式 48,760 株を付与することといたしました。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である付与対象者 23 名が当社及び当社の国内子会社に対する本金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と付与対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

<対象取締役等向け>

（1）譲渡制限期間

2026年7月10日（以下「本処分期日」といいます。）から当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員いずれの地位からも退任又は退職した直後の時点までの間

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員いずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役等が任期満了、定年又は死亡その他正当な事由以外の事由により、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員いずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社は当然に無償で取得します。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了、定年又は死亡その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員いずれの地位からも任期満了、又は定年その他の正当な事由（死亡による退任又は退職を除きます。）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡した直後をもって、譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る本処分期日を含む月（ただし、当社の取締役を兼任しない執行役員の場合には、本処分期

日を含む事業年度の4月と読み替えます。)から対象取締役等の退任又は退職日を含む月までの在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とします。)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。)とします。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村証券株式会社との間において契約を締結しています。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとしています。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、約定の組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。)には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月(ただし、当社の取締役を兼任しない執行役員の場合には、本処分期日を含む事業年度の4月と読み替えます。)から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とします。)を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。)の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

<子会社取締役等向け>

(1) 譲渡制限期間

本処分期日から当社の国内子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した直後の時点までの間

(2) 譲渡制限の解除条件

子会社取締役等が、譲渡制限期間中、継続して、当社の国内子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除します。ただし、子会社取締役等が任期満了、定年又は死亡その他正当な事由以外の事由により、当社の国内子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社は当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限期間中に、子会社取締役等が任期満了、定年又は死亡その他の正当な事由により退任又は退職した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

子会社取締役等が、当社の国内子会社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了、又は定年その他の正当な事由(死亡による退任又は退職を除きます。)により退任又は

退職した場合には、子会社取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除します。死亡による退任又は退職の場合は、子会社取締役等の死亡した直後をもって、譲渡制限を解除します。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、子会社取締役等の譲渡制限期間に係る本処分期日を含む月（ただし、当社の国内子会社の取締役を兼任しない執行役員の場合には、本処分期日を含む事業年度の4月と読み替えます。）から子会社取締役等の退任又は退職日を含む月までの在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）とします。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、子会社取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理されます。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各子会社取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しています。また、子会社取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとしています。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、約定の組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限ります。）には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月（ただし、当社の国内子会社の取締役を兼任しない執行役員の場合には、本処分期日を含む事業年度の4月と読み替えます。）から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てます。）の株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社及び当社の国内子会社の2026年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年6月18日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,729.0円としています。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えています。

以 上